

# 鳥取県公報

## 鳥取県条例第二号

昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県部局設置条例  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基きこの  
条例を定める。

第一條 地方自治法第百五十八條第一項及び第二項の規

定に基き、知事の権限に属する事務を分掌させるため、  
次の六部を置く。

総務部	農林部
衛生部	経済部
民生部	土木部

第二條 総務部においては、左に掲げる事務をつかさど  
る。

一 職員の進退及び身分に関する事項

二 議会及び県の行政一般に関する事項

三 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項

## 條例

鳥取県部局設置条例をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西尾愛治

四 市町村その他公共団体の行政一般に關する事項  
五 統計、広報、條例の立案、その他他部の主管に屬しない事項

第三條 民生部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

#### 一 社会福祉に關する事項

第四條 衛生部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

#### 一 保健衛生に關する事項

#### 二 保健所に關する事項

第五條 経済部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

#### 一 商業及び工業に關する事項

#### 二 物資（農林、水產物資を除く。）の配給及び物価の統制に關する事項

#### 三 計量及び高圧ガス等の取締に關する事項

#### 四 労働に關する事項

第六條 農林部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

#### 一 農業、林業及び水産業に關する事項

#### 二 農地關係の調整に關する事項

#### 三 開拓及び入植に關する事項

#### 四 農林水產物資の配給に關する事項

第七條 土木部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

#### 一 道路及び河川に關する事項

#### 二 都市計画に關する事項

#### 三 住宅及び建築に關する事項

#### 四 港湾その他土木に關する事項

第八條 この條例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

1 この條例は、昭和二十八年二月一日から施行する。

2 衛生部設置條例（昭和二十二年十二月鳥取県條例第三十七号）、農林部設置條例（昭和二十三年七月鳥取県條例第四十三号）及び労働部設置條例（昭和二十四年一月鳥取県條例第一号）は、廃止する。

鳥取県更生資金運営審議会設置條例をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県條例第三号

鳥取県更生資金運営審議会設置條例

（組織） 第三條 審議会は、委員十人以内で組織する。

（委員）

第四條 審議会の委員は、学識経験のある者の中から知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五條 審議会に委員の互選による会長を置く。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議及び議決）

第六條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数

第二條 審議会は、知事の諮問に答え、又は左の事項を調査審議し意見を具申する。

#### 一 更生資金の運営に關すること

二 更生資金の貸付目標額の配分に關すること

三 更生資金一件十万円以上の貸付可否に關すること

四 償還不良者の強制回収に關すること

五 更生資金利用者の育成指導に關すること

六 その他更生資金に關すること

のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七條 審議会の庶務は、民生部厚生課において処理する。

(運営)

第八條 この条例に定めるもの外、審議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町村合併促進審議会設置条例をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取県条例第四号

町村合併促進審議会設置条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基きこの条例を定める。

(設置)

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取県条例第五号

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会設置条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基きこの条例を定める。

(設置)

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会設置条例

第一條 火災復興土地区劃整理の促進を図るため、鳥取市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第二條 審議会は、知事の諮問に応じ、土地区劃整理に関する事項を調査審議する。

(審議会の意見聴取)

第三條 知事は、換地及び補償に関する事項については、審議会の意見を聽かなければならない。

(組織)

第四條 審議会は、会長及び委員三十二人で組織する。

第一條 町村規模の適正化の促進及びこれに必要な措置を調査審議するため知事の附屬機関として、郡の区域に、町村合併促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第二條 審議会は、それぞれ郡の名称を冠して呼称する。

(所掌事務)

第三條 審議会は、第一條の区域内の町村の自治能力を強化拡充し、財政難を開拓し、行政能率を増進するための必要な措置を調査審議するとともに、その実現のため関係町村に対して、これを勧奨するものとする。

(組織)

第四條 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第五條 審議会に会長及び副会長を置く。

(会長)

第五條 会長は、知事をもつてこれに充てる。  
(委員)

第六條 委員は、左に掲げる者について知事が任命又は委嘱する。

- 一 副 知 事
- 二 土 木 部 長
- 三 県 議 会 議 員
- 四 鳥 取 市 長
- 五 鳥 取 県 議 会 議 員
- 六 鳥 取 市 復 興 局 長
- 七 鳥 取 市 土 木 課 長
- 八 地 区 内 土 地 所 有 者 四 人
- 九 学 識 経 験 者 そ の 他 十 五 人

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、知事の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第七條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会長は、審議会開催の日前三日までに招集及び会議の事項を委員に通知しなければならない。但し、急施をする場合は、この限りでない。
  - 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 5 関係職員の会議への出席
- 第八條 関係職員は、会議に出席し、意見を述べることができる。
- (幹事及び書記)
- 第九條 審議会に幹事及び書記若干人を置き吏員の中から知事が任命する。
- 第十條 議長は、議事録を作成し委員一人以上の署名なつ印を得なければならない。
- (庶務)

第十一條 審議会の庶務は、土木部管理課で処理する。  
(施行規定)

第十二條 この条例に定めるもの外、議事の手続その他の審議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附  
則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。

鳥取県観光総合審議会設置条例をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県条例第六号

鳥取県観光総合審議会設置条例  
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基きこの  
条例を定める。  
(設置)

第一條 鳥取県観光事業の振興発展について必要な事項

第三條 審議会は委員十五人以内で組織する。  
(委員)

第四條 委員は、関係団体の役職員、学識経験者及び関係官公吏（県の職員を除く。）のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は二年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。  
(会長及び副会長)

第五條 審議会に会長一人及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六條 審議会に専門の事項を調査するため臨時に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者、その他適当と認められるもののうちから審議会の推薦に基いて知事が委嘱する。(会議)

第七條 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めた場合は、専門委員を会議に出席させることを聽くことができる。

(幹事)

第八條 審議会に幹事若干人を置き、関係官公吏、関係諸団体の役職員のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け会務の運営にあたる。

(庶務)

第九條 審議会の庶務は、經濟部商工課において処理する。

(施行規定)

第十條 この條例に定めるものの外審議会の運営に関する必要な事項は、審議会で定める。

(附則)

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。

## 規則

### (一) 積量の変更に係る場合

汽船及び機関を有する帆船 一隻につき 七百五十円  
機関を有しない帆船 一隻につき 五百円

### (二) 積量の変更以外に係る場合

一隻につき 百五十円

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県身体障害者更生指導所設置条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

## 鳥取県規則第六号

### 鳥取県船鑑札交付手数料徵收規則の一部を改正する規則

改正する規則

鳥取県船鑑札交付手数料徵收規則(昭和二十七年一月鳥

取県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号及び第二号を次のように改める。

一、船鑑札規則(明治四十年遞信省令第二十四号)第

四條の規定に基く船鑑札交付手数料

汽船及び機関を有する帆船 一隻につき 千円

機関を有しない帆船 一隻につき 七百円  
の規定に基く船鑑札交付手数料

## 鳥取県規則第七号

### 鳥取県身体障害者更生指導所設置条例の施行期日を定める規則

行期日を定める規則

鳥取県身体障害者更生指導所設置条例(昭和二十七年四月鳥取県条例第二十三号)は、昭和二十八年一月一日から施行する。

鳥取県組織規程をここに公布する。

昭和二十八年一月三十日

### 鳥取県規則第八号

#### 鳥取県組織規程

鳥取県組織規程（昭和二十六年十月鳥取県規則第六十七号）の全部を改正する。

第一條 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八條第五項の規定に基き、県庁の分課を定めるとともに、組織上必要な事項を規定することを目的とする。

第二條 知事に直属して、秘書的業務を処理させるため、秘書課を置き、その事務を分掌させるため、庶務係、秘書係の二係を置く。

2 烏取県部局設置条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第二号）により設けた部の下に、次の課を置き、課の

（分課）

第三條 知事に直属して、秘書的業務を処理させるため、秘書課を置き、その事務を分掌させるため、庶務係、

秘書係の二係を置く。

2 烏取県部局設置条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第二号）により設けた部の下に、次の課を置き、課の

一 総務部	総務課 庶務係	法務係 広報係	文書係
企画課	庶務係	企画係	開発係
人事課	庶務係	人事係	能率係
財務課	庶務係	予算係	税制係
会計課	庶務係	收支係	審査係
統計課	庶務係	行政係	財政係
地方法務課	消防係	監理文教係	監理文教係
世話課	資料室	調査係	産業係
厚生課	保護係	社会係	生活統計係
児童課	福社係	施設係	
世話課	調査係	整理係	
厚生課	福社係	補償係	

三 衛生部	二 復係		
医務課	庶務係	医務係	衛生統計係
公衆衛生課	庶務係	食品衛生係	環境衛生係
保健係	結核予防係	防疫係	
業務課	庶務係	薬事係	補給係
商工課	庶務係	振興係	管理係 団体係
労政課	庶務係	計量係	
職業安定課	（国家公務員をもつて組織する係を除く。）	失業対策係	
農政課	庶務係	食糧係 協同組合係 農業経営係 農業共済係 農村工業係 資材肥料係	
五 農林部			
六 土木部			

事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係を置く。

- 三 行政各般の報道宣傳に關すること
- 四 世論調査及び情報の收集に關すること
- 五 県民時報その他広報資料の發行に關すること
- 六 出版物の調整に關すること
- 七 国立国会図書館法による県出版物の納本に關すること
- 八 文書事務にかかる本府及び出先機関の指導監督に關すること
- 九 県印及び知事、副知事、各部長の職印の管守に關すること
- 十 文書の收受、發送、審査、記録及び保管に關すること
- 十一 海外渡航に關すること
- 十二 海外渡航に關すること
- 十三 ほん訳及び通訳に關すること
- 十四 駐留軍による被害の調査及び補償金等の支払に關すること
- 十五 りやく、奪物件の調査及び処理に關すること

建築課 庶務係 住宅係 指導係 一般營繕係

学校營繕係

(部長會議)

第四條 重要施策の審議、各部間の連絡調整を図るため、部長會議を置く。

2 部長會議は、副知事及び部長をもつて構成し、知事がこれを主宰する。

(附屬機関)

第五條 地方自治法第百三十八條の四第三項の規定に基き、附屬機関として設けた審査会、審議会、調査会、協議会、委員等は、法律又はこれに基く政令により定められたものを除く外、別表のとおりである。

(職制及び職務)

第六條 部、課及び係にそれぞれ次に掲げる長を置く。

部長

2 特に必要があると認めるときは、部に次長を、課に

課長

係長

3 部長は、知事及び副知事の命を受け、所部の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

4 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

5 係長は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

6 次長及び課長補佐は、長をたすけて、部又は課の事務に従事し、それぞの長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(秘書課の事務)

第七條 秘書課においては、次に掲げる事務を処理する。

一 知事及び副知事の秘書に関すること

二 行幸啓その他皇室に関すること

三 庁中儀式に関すること

(総務部各課の事務)

第八條 総務部の各課においては、左の事務を処理する。

一 條例、規則、規程等の審査に関すること

二 令達公布及び県公報の発行に関すること

総務課

一 條例、規則、規程等の審査に関すること

二 令達公布及び県公報の発行に関すること

総務課

一 條例、規則、規程等の審査に関すること

二 令達公布及び県公報の発行に関すること

企画課

一 県政にかかる総合企画、調査審議及び連絡調整に關すること

二 部長會議に關すること

三 知事会に關すること

四 陳情訴願の処理に關すること

五 國土総合開発に關すること

六 東京事務所に關すること

## 人事課

一 職員の定数、任免、配置、分限、懲戒、服務、給与、研修、勤務成績の評定、福祉及び表彰その他人事管理に關すること

二 位勳及び褒賞に關すること

三 行政組織に關すること

四 事務の委任及び配分に關すること

五 行政能率に關すること

六 恩給及び退職料に關すること

七 地方職員共済組合に關すること

財務課

一 県議会に關すること

二 県予算及び県財政に關すること

三 県有財産及び營造物の取得管理及び処分に關すること

四 県にかかる地方財政平衡交付金に關すること

五 県税に關すること

六 県税にかかる重要な犯則の調査、検査及び取締に

地 方 課

一 地方事務所に關すること

二 市町村その他地方公共団体の行財政の総合指導及び監督に關すること

三 市町村職員の互助共済施設の指導監督に關すること

## 三 市町村職員の互助共済施設の指導監督に關すること

四 市町村職員の研修に關すること

五 行政書士に關すること

六 市町村にかかる地方財政平衡交付金に關すること

七 市町村税の指導に關すること

八 賄蓄奨励に關すること

九 政党、協会その他団体に關すること

十 解散団体に關すること

十一 外国人の登録に關すること

十三 宗教法人に關すること

十四 消防に關すること

十五 選舉管理委員会に關すること

統計課

一 國勢調査に關すること

二 農林統計に關すること

三 人口統計に關すること

関すること

七 都道府県間の事業税及び特別所得稅の分割に關すること

八 他の都道府県から委託された稅務事務に關すること

九 県稅に附隨する稅外諸收入に關すること

十 県稅事務所に關すること

会計課

一 県經濟及び國庫經濟歲入歲出外現金に關すること

二 県金庫に關すること

三 物品、証紙の出納保管に關すること

四 金錢物品の出納検査に關すること

五 県營印刷所に關すること

六 地方事務所に關すること

七 市町村その他地方公共団体の行財政の総合指導及び監督に關すること

八 市町村の各課においては、左の事務を處理する。

## 第九條 民生部の各課

(民生部各課の事務) 民生部の各課においては、左の事務を處理する。

厚 生 課

一 生活保護に關すること

二 身體障害者福祉に關すること

三 災害救助に關すること

四 民生委員に關すること

五 社會福祉事業に關すること

六 社會福祉事業の団体及び施設に關すること

七 更生福祉に必要な物資に關すること

八 消費生活協同組合に關すること

九 公益質屋に關すること

十 同和事業に關すること

十一 部内各課の連絡協調に關すること

十二 その他部内他課の主管に屬しないこと

### 兒童課

一 児童及び母性の福祉に關する総合企画に關すること

二 児童福祉法の施行に關すること

三 児童及び母性の福祉思想の普及啓發に關すること

四 児童文化の向上に關すること

五 児童の不良化防止に關すること

六 未亡人等母子世帯の福祉に關すること

七 青少年問題対策の連絡調整に關すること

八 児童福祉施設收容者の職業指導に關すること

九 季節保育所に關すること

十 その他他の主管に屬しない児童に關すること

世 話 課

一 未帰還者の調査に關すること

二 未復員者死亡認定及び死亡公報に關すること

三 遺家族等の身上相談に關すること

### 保險課

一 国民健康保険に關すること

二 健康保険に關すること

三 厚生年金保険に關すること

四 船員保険に關すること

五 厚生保険、特別会計及び船員保険特別会計に關すること

六 保險課に勤務する職員（地方公務員を除く。）の身分取扱に關すること

七 保険課に屬する文書に關すること

八 その他他課の主管に屬しない社会保険に關すること

と

### （衛生部各課の事務）

第十條 衛生部の各課においては、左の事務を処理する。

医務課

一 保健衛生の総合企画に關すること

二 医療機関の整備に關すること

三 医師、歯科医師、診療エツクス線技師、歯科衛生士、保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦の身分並びに業務に關すること

四 あん摩師、はり師、きゅう師、柔道整復師その他療属行為者の身分及び業務に關すること

五 各種病院、診療所、助産所その他医療関係者の業務に關すること

六 保健婦、助産婦及び看護婦の養成所に關すること

七 人口動態調査及び衛生統計調査に關すること

と

十一 衛生知識の普及向上に關すること

四 遺骨、遺留品の取扱に關すること

五 軍歴に關すること

六 未帰還者の留守宅渡給与に關すること

七 復員者の未支給給与の精算に關すること

八 未帰還死没者に対する給与に關すること

九 元軍人の傷病恩給及び元軍属の恩給等に關すること

と

- 十二 優生保護法の施行に関すること  
 十三 栄養士法及び栄養の調査並びに改善指導に関すること  
 十四 母子衛生に関すること  
 十五 精神衛生に関すること  
 十六 結核に関すること  
 十七 歯科衛生に関すること  
 十八 法定傳染病に関すること  
 十九 検疫に関すること  
 二十 予防接種に関すること  
 二十一 傳染隔離病舎に関すること  
 二十二 性病に関すること  
 二十三 トランポーム、らい病、寄生虫病、地方病及び慢性病に関すること  
 二十四 災害防疫に関すること  
 二十五 その他公衆衛生に関すること  
 薬務課  
 一 薬事法の施行に関すること

- 二 毒物劇物営業法の施行に関すること  
 三 医薬品その他衛生資材の生産に関すること  
 四 薬用植物の栽培に関すること  
 五 薬品等の配給に関すること  
 六 歯科用貴金属の管理に関すること  
 七 特殊衛生用物資に関すること  
 八 その他薬務に関すること  
 (經濟部各課の事務)

- 第十一條 経済部の各課においては、左の事務を処理する。  
 一 中小企業振興に関すること  
 二 工場誘致に関すること  
 三 商工金融に関すること  
 四 工業標準化法に関すること  
 五 博覽会に関すること  
 六 発明考案に関すること  
 七 工芸美術に関すること  
 八 地代家賃に関すること

- 二十一 労政課  
 一、労働組合法及び労働関係調整法の施行に関すること  
 二、労働教育に関すること  
 三、労働者の福利厚生に関すること  
 四、他の主管に属しない労働組合その他の労働に関する事項  
 五、労政事務所に関する事項  
 職業安定課  
 一、職業安定法の施行に関する事項  
 二、失業保険法の施行に関する事項  
 三、緊急失業対策法の施行に関する事項  
 四、駐留軍關係労務者の充足確保に関する事項  
 五、政府職員等の失業者の退職手当に関する事項  
 六、失業保険料その他徴収金の徴収及び現金の収納に関する事項  
 二十四 部内各課の連絡協調に関する事項  
 二十二 貿易に関する事項  
 二十一 觀光に関する事項  
 二十 計量に関する事項  
 十九 鑛業に関する事項  
 十八 自転車競技法に関する事項  
 十七 独占禁止法に関する事項  
 十六 事業者団体法に関する事項  
 十五 商工会議所、商工団体及び關係会社組合に関する事項  
 十四 中小企業協同組合に関する事項  
 十三 通商産業省關係の指定生産資材に関する事項  
 十二 熱管修理に関する事項  
 十一 爆薬物の処理に関する事項  
 十 火薬に関する事項  
 九 電力及び瓦斯に関する事項  
 八 通商産業省に関する事項  
 七 独占禁止法に関する事項  
 六 事業者団体法に関する事項  
 五 商工会議所、商工団体及び關係会社組合に関する事項  
 四 中小企業協同組合に関する事項  
 三 通商産業省に関する事項  
 二 労働組合法に関する事項  
 一 労働教育に関する事項

00230

- 七 労働省関係職員の身分取扱に關すること  
八 労働省所管国有財産に關すること  
九 労働省所管一般会計及び失業保険特別会計に關すること  
十 公共職業安定所及び公共職業補導所に關すること  
十一 その他職業安定行政に關すること  
(農林部各課の事務)
- 第十二條 農林部の各課においては、左の事務を処理すること。
- 農政課
- 一 食糧管理法の施行に關すること
  - 二 農業協同組合の育成指導及び監督に關すること
  - 三 農業倉庫に關すること
  - 四 農業委員会に關すること
  - 五 農業振興に關すること
  - 六 農産物の販売あつ旋に關すること
  - 七 農業金融に關すること
  - 八 農産物の検査に關すること
- 畜産課
- 一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二 農業改良の専門技術に關すること
  - 三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 十九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 二十九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 三十九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 四十九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 五十九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 六十九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 七十九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 八十九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十一 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十二 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十三 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十四 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十五 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十六 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十七 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十八 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 九十九 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること
  - 一百〇〇 農業改良普及員及び生活改良普及員に關すること

- 九 農業災害補償に關すること  
十 農村工業に關すること  
十一 食糧品工業及び油糧產業の振興に關すること  
十二 肥料に關すること  
十三 農業綜合研究所、農業協同組合講習所及び農產物門司斡旋所に關すること  
十四 部内各課の連絡協調に關すること  
農業改良課
- 一 農業生産計画に關すること
  - 二 食糧農產物に關すること
  - 三 植物防疫に關すること
  - 四 農業氣象に關すること
  - 五 園芸農作物に關すること
  - 六 工芸作物に關すること
  - 七 すいかの検査に關すること
  - 八 農業改良普及事業の総合企画に關すること
  - 九 農村生活改善に關すること

- 十五 林野火入に關すること  
十六 林業金融に關すること  
十七 林業團体の指導監督に關すること  
十八 國立公園及び景園に關すること  
十九 林業團体の指導監督に關すること  
二十 獵政に關すること
- 水產課
- 一 漁業調整に關すること
  - 二 漁業取締に關すること
  - 三 水産業協同組合その他水產關係團體に關すること
  - 四 漁船保險に關すること
  - 五 漁業金融に關すること
  - 六 漁業にかかる免許料及び許可料に關すること
  - 七 水產物の販売あつ旋に關すること
  - 八 漁市場に關すること
  - 九 漁ろうに關すること
  - 十 漁船及び船鑑札に關すること
  - 十一 水產物製造加工に關すること
- 十二 水產資源保護に關すること  
十三 水產業の改良普及に關すること  
十四 水產増殖に關すること  
十五 漁港その他漁業用施設に關すること  
十六 水難救護に關すること  
十七 漁業氣象に關すること  
十八 境港魚揚施設に關すること  
十九 海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に關すること  
二十 水產試驗場及び境漁業無線局に關すること  
二十一 その他水產に關すること
- 蚕糸課
- 一 養蚕及び栽桑の指導獎励に關すること
  - 二 蚕種に關すること
  - 三 副蚕糸に關すること
  - 四 蟶糸業に關すること
  - 五 蚕業技術普及員に關すること
  - 六 蚕業取締所、蚕業試驗場、繭檢定所及び蚕業技術
- 指導所に關すること
- 七 その他蚕糸に關すること
- 農地課
- 一 農地關係等の調整に關すること
  - 二 小作調停に關すること
  - 三 既墾地の自作農創設維持に關すること
  - 四 農地の交換分合（工事を伴う交換分合を除く。）に關すること
  - 五 国有農地等の管理に關すること
  - 六 開拓課
  - 七 開拓事業の総合企画に關すること
  - 八 開拓地における開墾、建設工事及び開拓基金施設に關すること
  - 九 開拓農家の建築及び農用並びに開拓工事用資材に關すること
  - 十 開拓關係團體に關すること
- 耕地課
- 一 土地改良事業（干拓を含む。）に關すること
  - 二 土地改良法の施行（工事を伴わない交換分合を除く。）に關すること
  - 三 耕地整理組合及び普通水利組合に關すること
  - 四 農業土木用機械器具及び資材に關すること
  - 五 土地改良事業に要する資金に關すること
  - 六 農業水利の調整及び調査に關すること
  - 七 耕地の災害復旧に關すること
  - 八 その他農業土木に關すること
- （土木部各課の事務）
- 第十三條 土木部の各課においては左の事務を処理すること
- 六 移民に關すること
- 五 開拓用地の取得管理及び処分に關すること
- 四 開拓資金の融通に關すること
- 三 増反者及び入殖者に關すること
- 二 開拓事業における農業經營及び農村建設の指導に關すること
- 一 開拓用地の取得管理及び処分に關すること
- 七 開拓用地の取得管理及び処分に關すること

昭和28年1月30日 金曜日 鳥取県公報

00234

昭和28年1月30日 金曜日 鳥取県公報 第2383号

- 一 土地收用に關すること
- 二 地籍に關すること
- 三 建設省所管の国有財産に關すること
- 四 建設業法の施行に關すること
- 五 土木災害事務の取まとめに關すること
- 六 土木關係資材及び物資の需給調整に關すること
- 七 部内各課各かいの連絡調整に關すること
- 八 その他部内他課の主管に属しないこと
- 道 路 課
- 一 都市計画及び特別都市計画に關すること
- 二 都市計画地方審議会に關すること
- 三 屋外広告物取締に關すること
- 四 道路及び橋梁に關すること
- 五 渡船場に關すること
- 六 地方鉄道、軌道、自動車道及び無軌道電車に関すること
- 七 地理調査に關すること
- 八 道路占用及び沿道取締に關すること
- 九 戰災復興土地区画整理施行地区内建築制限令の施行に關すること
- 十 建築代理業に關すること
- 十一 県有建物の當繪に關すること
- 十二 学校當繪に關すること
- 十三 建築物評価に關すること
- 十四 公共建物の委託當繪に關すること
- 十五 その他他課の主管に属しない宅地及び建築行政に關すること
- (係の分掌事務)
- 第十四條 係の分掌事務は、課長において定め、知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。
- 2 前項の分掌事務を定め又はこれを変更するに当つて

- 一 土地收用に關すること
- 二 地籍に關すること
- 三 建設省所管の国有財産に關すること
- 四 建設業法の施行に關すること
- 五 土木災害事務の取まとめに關すること
- 六 土木關係資材及び物資の需給調整に關すること
- 七 部内各課各かいの連絡調整に關すること
- 八 その他部内他課の主管に属しないこと
- 道 路 課
- 一 都市計画及び特別都市計画に關すること
- 二 都市計画地方審議会に關すること
- 三 屋外広告物取締に關すること
- 四 道路及び橋梁に關すること
- 五 渡船場に關すること
- 六 地方鉄道、軌道、自動車道及び無軌道電車に関すること
- 七 地理調査に關すること
- 八 道路占用及び沿道取締に關すること
- 九 戰災復興土地区画整理施行地区内建築制限令の施行に關すること
- 十 建築代理業に關すること
- 十一 県有建物の當繪に關すること
- 十二 学校當繪に關すること
- 十三 建築物評価に關すること
- 十四 公共建物の委託當繪に關すること
- 十五 その他他課の主管に属しない宅地及び建築行政に關すること
- (事務処理の例外)
- 第十五條 主管が明らかでない事項があるときは、部内にあつては部長が、二部以上にわたる場合にあつては知事が定める。
- 第十六條 臨時又は特命の事項については、第七條から第十四條までの規定にかかわらず特に職員を指定し、又は本部、事務局、協議会等を設けて事務を処理させることができる。
- (課員の事務分担)
- 第十七條 課員の分担事務は、課長が係長の意見を徵してこれを定め、そのつ度上司に報告しなければならない。
- (この規則の施行に關し必要な事項)
- 第十八條 この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

- 一 土地收用に關すること
- 二 地籍に關すること
- 三 建設省所管の国有財産に關すること
- 四 建設業法の施行に關すること
- 五 土木災害事務の取まとめに關すること
- 六 土木關係資材及び物資の需給調整に關すること
- 七 部内各課各かいの連絡調整に關すること
- 八 その他部内他課の主管に属しないこと
- 道 路 課
- 一 都市計画及び特別都市計画に關すること
- 二 都市計画地方審議会に關すること
- 三 屋外広告物取締に關すること
- 四 道路及び橋梁に關すること
- 五 渡船場に關すること
- 六 地方鉄道、軌道、自動車道及び無軌道電車に関すること
- 七 地理調査に關すること
- 八 道路占用及び沿道取締に關すること
- 九 戰災復興土地区画整理施行地区内建築制限令の施行に關すること
- 十 建築代理業に關すること
- 十一 県有建物の當繪に關すること
- 十二 学校當繪に關すること
- 十三 建築物評価に關すること
- 十四 公共建物の委託當繪に關すること
- 十五 その他他課の主管に属しない宅地及び建築行政に關すること
- (事務処理の例外)
- 第十五條 主管が明らかでない事項があるときは、部内にあつては部長が、二部以上にわたる場合にあつては知事が定める。
- 第十六條 臨時又は特命の事項については、第七條から第十四條までの規定にかかわらず特に職員を指定し、又は本部、事務局、協議会等を設けて事務を処理させることができる。
- (課員の事務分担)
- 第十七條 課員の分担事務は、課長が係長の意見を徵してこれを定め、そのつ度上司に報告しなければならない。
- (この規則の施行に關し必要な事項)
- 第十八條 この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和二十八年二月一日から施行する。
- 2 烏取県分様規程（昭和二十六年十月序訓第三号）は、廢止する。

別表

名 称	担 任 す る 事 勿
広 告 物 審 議 会	鳥取県屋外広告物の規制に関する事務

関め置理間能充内第町  
する闕の化に率し、三村  
係調の応を、町條合  
事町查促じ増財村の併  
務村審進て進政の自定に  
に對、た町るるを打能る郡設置  
する事務そののめ実必規知しを、  
勸現要模事、その結果の試験成績等に  
等のなの行化区條例  
にた措合諸政拡域

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発 行 火 金

印 刷 所 取 縣 烏 取 市 東 町 取 縣  
取 縣 烏 取 市 東 町 取 縣  
印 刷 所

鳥取県觀光総合審議会	鳥取県更生資金運営審議会	鳥取都市計画事業整理審議会
見る振客の基答本申的文方等計化法に画材の開闢する調査等審議に關する事務	鳥取県の選定保全施設の整備、並びに規制の設置のための改善、宣傳、土産販賣、觀光地條例第二條の規定による景勝地の開拓、開発、開拓する事務	鳥取県更生資金の運営、貸付、償還の方法等に關する事務

見議の答申等に關する事務

鳥取都市計画事業整理審議会

鳥取市計画事業整理審議会